

《放送大学印刷教材》

『看護学概説（’22）』

追 補

（第1刷～第3刷）

【追補の趣旨】

日本看護協会が2003年に公表した「看護者の倫理綱領」は、看護を取り巻く環境や社会情勢の変化から2021年3月に「看護職の倫理綱領」として見直され公表された。

【追補の内容】

第7章 患者の権利と意思決定支援論 2. 患者の権利 (3) 患者の権利を護る
②看護者の倫理綱領 p.108-110 に補足する。

2003年に公表された「看護者の倫理綱領」は、看護を取り巻く環境や社会情勢の変化を背景に見直しが行われ、2021年3月に16の条文からなる「看護職の倫理綱領」として新たに公表された。以下がそれらの条文項目である。

- ① 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- ② 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- ③ 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- ④ 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。

- ⑤ 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う。
- ⑥ 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
- ⑦ 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- ⑧ 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
- ⑨ 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
- ⑩ 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
- ⑪ 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
- ⑫ 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
- ⑬ 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
- ⑭ 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもちて社会と責任を共有する。
- ⑮ 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
- ⑯ 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

倫理綱領の詳細は、日本看護協会の Web ページを参照されたい。

(https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics_publication/publication/rinri/code_of_ethics.pdf)